

令和7年4月7日

保護者 様

備前市立東鶴山小学校  
校長 富田 純子

## 警報等発令時における措置について

保護者の皆様には、ご健勝でお過ごしのこととお喜び申し上げます。

さて、大雨や台風などにより、警報等が発令されたときの措置につきましては、次のとおりです。

児童の安全確保につきまして、よろしくお願いいたします。

### 記

- 1 午前6時30分の段階で、**備前市**に、**警報**（暴風，大雨，洪水，高潮，津波，大雪）が発令されている場合，臨時休業とします。

※ 報道各社により表示が異なり，テレビの画面では「備前市」と表示されない場合があります。備前市が含まれているかどうか，NHKあるいは，岡山地方気象台(Tel:086-223-1331)でご確認ください。

- ・ **東備地域**（備前市を含む場合のみ。和気町，赤磐市は対象外）
  - ・ **県南部**（備前市を含む場合のみ。）
  - ・ **岡山県**（備前市を含む場合のみ。）
- ※ 「岡山地域」に備前市は含まれません。

- 2 午前6時30分の段階で、**備前市**に**注意報**（暴風，大雨，洪水，高潮，津波，大雪）が発令されている場合，安全に注意して登校させてください。  
なお，その後，河川の増水などにより通行不能あるいは危険が予想される場合は，学校までお知らせください。
- 3 児童が在校中に**警報**が発令された場合，通学路の状況や児童の帰宅先等を確認して，安全に下校させます。その際は，**学校安心メール**等でお知らせします。